

入札参加者の皆様へ

平成23年6月1日
宇都宮市上下水道局企業総務課

東日本大震災に伴う前金払の特例について

東日本大震災の被害からの迅速な復旧・復興を目的として、公共工事の適正かつ円滑な施工の確保を図るため、公共工事等における前金払の割合を引き上げる特例を設けますので、その概要について下記のとおりお知らせいたします。

記

1 前金払の特例の概要について

(1) 特例の対象となる工事等

- ⇒ 請負代金50万円以上の全ての局発注工事
- ⇒ 請負代金50万円以上の全ての局発注の土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造

(2) 特例の内容

前金払の割合を現行の割合から「100分の10」引き上げ、次のとおりとします。

契約の区分	区分	公共工事等の前金払限度額	
		特例	現行
(1) 請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事 ※請負代金の額を次のアからウまでに掲げる額の区分によって区分し、当該区分に応ずるアからウまでに定める割合を乗じて得た額の合計額	ア	3億円以下の額 100分の50	3億円以下の額 100分の40
	イ	3億円超10億円以下の額 100分の30	3億円超10億円以下の額 100分の20
	ウ	10億円超の額 100分の20	10億円超の額 100分の10
(2) 請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 ※請負代金の額に右に定める割合を乗じて得た額		100分の40	100分の30

2 適用

平成23年6月1日以降に契約を締結する案件から当分の間適用します。

なお、上記適用期間外の案件についても、平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）から平成23年5月31日までの間に契約を締結した案件については、変更契約の締結により特例の適用を受けることができるものとします。

3 その他

詳細については、宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程の規定により準用する宇都宮市契約規則及び宇都宮市上下水道局建設工事請負契約書等をご確認ください。